

伊賀市景観計画【建築物】チェックシート

区分	景観形成基準		
□配置・規模	□共通事項	<ul style="list-style-type: none"> □ 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。 □ 主要な視点場（木津川・上野市駅前等）からの、上野城天守閣の眺望を妨げない配置及び規模とすること。 □ 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること。 □ 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。 □ 行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。 □ 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては隣地や周辺との連続性に配慮した配置及び規模とすること。 □ 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。 	
	□個別事項	□城下町の風景区域	【一般区域】 □ 原則4階以下（絶対高さ15m以下）とすること。 ただし、別に定める適用除外の基準に適合し、建築計画における景観シミュレーション等により市長が承認した場合はこの限りではない。
		□ニュータウンの風景区域	□ 既往の地区計画及びガイドラインに準拠した配置及び規模とすること。
□形態・外観	□共通事項	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域性に配慮し、周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。 □ 主要な視点場からの眺望を妨げないよう形態及び外観を工夫すること。 □ 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。 □ やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。 □ 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。 □ 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること。 □ 商業業務地区では、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、低層部については賑わいを演出した意匠とすること。 	
	□個別事項	□城下町の風景区域（重点区域）	□ 道路に面するところはできる限り屋根のラインが連続するよう配慮し、一階軒線の連続性を保つよう配慮すること。
		□街道の風景軸	

区分		景観形成基準	
□色	□共通事項	<input type="checkbox"/> 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。 <input type="checkbox"/> アクセント色の使用等に関しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること。 <input type="checkbox"/> 別に定める大規模な建築物等の色彩に関する色彩ガイドラインに配慮すること。	
	□個別事項	□城下町の風景区域	<input type="checkbox"/> 屋根は黒又は灰色、外壁は無彩色（白、灰色、黒）又は茶色系統の落ち着いた色を基調とすること。
		□川の風景軸	<input type="checkbox"/> 外壁は無彩色（白、灰色、黒）又は茶色系統の落ち着いた色を基調とするよう努めること。
		□街道の風景軸	<input type="checkbox"/> 屋根は黒又は灰色、外壁は無彩色（白、灰色、黒）又は茶色系統の落ち着いた色を基調とするよう努めること。
	□名阪国道沿道の風景軸	<input type="checkbox"/> 屋根及び外壁は高彩度色を用いないこと。	
□緑化	□共通事項	<input type="checkbox"/> 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和の取れた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。 <input type="checkbox"/> 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。 <input type="checkbox"/> 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に生かすこと。	
	□個別事項	□名阪国道沿道の風景軸	<input type="checkbox"/> 名阪国道からの周辺農地や集落、背景となる山並みの眺望景観に配慮した緑化に努めること。
□屋根形式	□個別事項	□城下町の風景区域	【一般区域】 <input type="checkbox"/> 屋根形式は、原則勾配屋根とし、屋並み景観の再生に努めること。 【重点区域】 <input type="checkbox"/> 屋根形式は、勾配屋根とし、屋並み景観の再生を進めること。
		□街道の風景軸	<input type="checkbox"/> 屋根形式は、勾配屋根とし、屋並み景観の再生に努めること。
□車庫・駐車場・垣柵等	□個別事項	□城下町の風景区域	<input type="checkbox"/> 町並みに調和した門塀を設けるか、生垣等植栽による修景を行い町並みの連続性を保つように努めること。
		□街道の風景軸	